

○交通反則通告制度の実施に関する訓令

(平成21年3月18日島根県警察訓令第10号)

交通反則通告制度の実施に関する訓令(昭和49年島根県警察訓令第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条―第5条)
- 第2章 告知(第6条・第7条)
- 第3章 通告(第8条―第13条)
- 第4章 納付書(第14条―第19条)
- 第5章 反則金の還付(第20条・第21条)
- 第6章 不納付事件等の処理(第22条―第27条)
- 第7章 是正通告等の承認(第28条)
- 第8章 少年反則者の事務処理(第29条―第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)第55条に規定する通告官の任務等について定めるとともに、交通反則通告制度に関する業務の処理について必要な事項を定めるものとする。

(通告官の任務)

第2条 通告官は、島根県交通反則通告センター(以下「通告センター」という。)の事務を統括する。

(通告官の専決範囲)

第3条 通告官は、次に掲げるものを除き、反則行為の処理に関する業務を専決する。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第127条第2項の規定に基づく告知の是正及び通告の決定
- (2) 反則金相当額又は反則金の返還の決定
- (3) 交通反則該当事件として検察庁から逆送された事件の処理
- (4) 合衆国軍隊の構成員、軍属又はそれらの家族に係る交通反則事件の処理、強制捜査を必要とする反則行為その他特異又は重要な事項で専決処理することが適当でないもの

(交通反則切符の様式及び補正要領)

第4条 交通反則切符(以下「反則切符」という。)の様式は、交通反則告知書・免許証保管証(様式第1号、様式第7号)、交通事件原票(様式第2号、様式第8号)、交通反則通告書(様式第3号、様式第9号)、取締り原票(様式第4号、様式第10号)、告知報告書・交通法令違反事件簿(様式第5号、様式第11号)及び告知報告書・交通法令違反事件簿(控)(様式第6号、様式第12号)を一組としたものとし、

各片の用途は次のとおりとする。

- (1) 交通反則告知書・免許証保管証（以下「告知書」という。）
反則者に告知をした警察官又は交通巡視員（以下「警察官等」という。）が反則者に交付するもの
- (2) 交通事件原票
告知した警察官等が、警察本部長への報告に用いるもので、反則者が反則金を納付した場合は通告センターにおいて保管し、反則金の納付がない場合は事件記録として送致書に添付するもの
- (3) 交通反則通告書（以下「通告書」という。）
警察本部長が、反則者に対して反則金の納付を通告する場合に用いるもの
- (4) 取締り原票
行政処分、統計資料その他取締り上の参考として用いるもの
- (5) 告知報告書・交通法令違反事件簿
通告センターにおいて、反則事件の処理の経過を明らかにするために用いるもの
- (6) 告知報告書・交通法令違反事件簿（控）
所属において、反則事件の処理の経過を明らかにするために用いるもの

2 反則切符5組につき1片の取締りメモ（様式第13号）を添付するものとする。
（立証資料）

第5条 速度超過の場合の速度測定記録、積載重量超過の場合の重量測定記録その他実況見分調書、捜査報告書等の立証資料は、交通切符に使用する書式を準用するものとする。

第2章 告知

（告知）

第6条 警察官等は、反則行為をしたものが反則者に該当すると認定したときは、反則切符を作成し、その告知書及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第43条に規定する納付書を反則者に交付するとともに、告知をした日を含めて3日以内に、交通事件原票以下の当該反則切符に保管した運転免許証、取締りメモ及び前条に規定する立証資料その他必要な書類を添え、別に規定する切符送達簿により所属長に報告しなければならない。

2 誤記に係る反則切符は、告知書に誤記と朱書し、かつ、切符送達簿に記載された該当する切符番号の違反者氏名欄に誤記と朱書して、別に規定する交通切符等返納報告書とともに送達するものとする。

3 運転免許証は、島根県内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては保管しないものとする。

- (1) 否認事件、両罰規定適用事件等で後日特に取調べ又は事情聴取のため反則者の出頭を担保する必要がある場合
- (2) 反則者の住所が十分確認できず、後日通告手続の実施に際して支障を来すおそ

れがある場合

- 4 反則者が告知書の受領を拒否したため告知することができなかつた場合(以下「告知不能事件」という。)には、告知書の受領を拒否した旨の捜査報告書を作成し、反則切符に添付して切符送達簿により所属長に報告するものとする。

(所属長の措置)

第7条 所属長は、告知した警察官等から前条の反則切符の提出を受けたときは、直ちにその内容を点検し、通告を必要とするものについては、交通事件原票、通告書及び告知報告書・交通法令違反事件簿に關係書類を添え、交通反則事件送付書(様式第14号)とともに告知した日を含めて5日以内に通告官に送付しなければならない。この場合において、告知報告書・交通法令違反事件簿(控)は、所属の控えとして、反則事件の処理の経過を明らかにするために用いるものとする。

- 2 所属長は、前項に規定する点検及び送付について、次の各号に掲げる所属の別に応じ、当該各号に定める者に専決させることができる。ただし、否認事件又は強制事件に係るもの及び特異・重要な事案に係るものは、この限りでない。

- (1) 島根県警察交通機動隊 副隊長又は方面隊長
- (2) 島根県警察高速道路交通警察隊 副隊長又は分駐隊長
- (3) 警察署 副署長、調整官、次長又は交通課長(交通第一課長を含む。)

- 3 前条第4項の告知不能事件については、これを通告官に送付せず、非反則事件として、交通事件原票に必要な疎明資料を添付して、対応する検察庁へ送致するものとする。

- 4 第1項の規定による反則切符の点検をした結果、誤りがあるものについて急を要するときは、直ちに反則金相当額の納付を中止させ、又は、その他の必要な措置を講ずるようにしなければならない。

- 5 取締り原票は違反登録票等必要な事項を記載し、速やかに交通部運転免許課長に送付するものとする。

- 6 保管した運転免許証は、必要な捜査を終了した場合には、免許証保管証と引換えに返還するものとする。

第3章 通告

(通告官の措置)

第8条 前条第1項の規定により反則切符の送付を受けた通告官は、速やかにその内容を点検し、告知報告書・交通法令違反事件簿とともにこれを所属別及び告知年月日順に分類、整理して、通告關係業務の処理状況を明らかにしておくものとする。

(通告等の決定)

第9条 通告官は、交通事件原票を審査し、告知を受けた者が、告知された種別に属する反則者であるか否かの認定を行い、それぞれの内容に応じて次の措置を講ずるものとする。

- (1) 告知を受けた者が、告知された種別に属する反則者であると認定したときは、

法第127条第1項の規定に基づく通告の決定を行うこと。

- (2) 前号の場合、反則事項、罰条等に誤りがあっても、反則行為の種別に誤りが無い場合には告知内容を一部是正し、規則第42条の規定に基づく交通反則告知是正通知書（以下「是正通知書」という。）を使用し、交付通告又は送付通告を行う際、併せて修正した旨の通知を行うこと。
- (3) 告知を受けた者が、告知された反則行為の種別と異なる反則行為をした者である場合又は反則金相当額に誤りがある場合は、直ちに是正通知書及び是正に基づき新たに作成した通告書を手交又は書留郵便で送付し、正しい反則行為の種別又は反則金額による通告を行うこと。
- (4) 告知を受けた者の違反が成立しないもの又は非反則者非反則行為について告知しているものについては、速やかに是正通知書を手交又は普通郵便で送付するとともに、後者の場合には関係書類を整えて第23条第1項第2号アに規定する手続をとるようにすること。
- (5) 第3号又は前号の決定をした場合には、第7条に規定する所属長に対し、速やかにその内容を通知し、取締り原票の手入れを求めるものとする。

（公示通告）

第10条 通告官は、法第129条第1項の規定により、反則金に相当する金額を仮に納付（以下「仮納付」という。）した反則者については規則第44条の規定に基づく交通反則公示通告書を作成し、3日間、警察本部の掲示板に掲示して通告を行うものとする。

（交付通告）

第11条 通告官は、仮納付をせず、出頭の告知に従って通告センターに出頭した反則者について、告知と同一の通告を決定したときは、その反則者に対し、納付書とともに通告書を直接反則者に交付して通告するものとする。

- 2 通告官は、出頭した反則者から事情を聴取した結果、通告内容の変更を生じ、又は通告事案でないと認めた場合は、第9条の規定に準じ、それぞれ必要な措置を講じなければならない。この場合において、反則者が新たな証拠等を提出し、これに関する事実調査のため又はその他の異議申立て等の理由により、その日に通告することができないときは、その状況に応じ、改めて出頭日を指定し、又は第12条の規定により送付通告を行うものとする。
- 3 警察署長は、仮納付せず出頭の告知に従って警察署に出頭した反則者について通告事務を行うことができる。この場合において、当該警察署長は、通告官に対し電話により通告事務に係る処理伺いをし、その指示により通告事務を行うものとする。
- 4 第2項の規定（第12条に規定する送付通告に関する事項を除く。）は、前項の通告事務を行う際に準用する。
- 5 第1項及び第2項の規定の通告センター又は警察署への反則者の出頭日時は、仮納付期限日の翌日（当日が土曜日、日曜日その他政令で定める日に当たる場合はこれらの日の翌日）の午前9時から午後5時までとする。ただし、反則者が県外居住

者である場合は、出頭日時を指定しないものとする。

(送付通告)

第12条 通告官は、出頭の告知を受けた反則者が仮納付せず、かつ、出頭指定日に出頭しなかった場合は、仮納付期限を経過してからおおむね40日後に、通告書及び納付書を書留配達証明郵便に付して通告しなければならない。

2 通告書の送付費用の納付についての通告は、第9条第1項第2号及び同項第3号の場合を除き、前項の通告に併せて行わなければならない。

3 通告書が配達不能として返戻された場合には、法第130条第2号に規定する通告書の受領を拒んだ場合を除き、居住事実照会書(様式第15号)により、告知書記載による当該反則者の住居地を管轄する警察署長に対し居住事実の照会を行い、その居住事実を確認した上、改めて送付通告を行い、又は交通反則通告(告知)書交付嘱託書(様式第16号)によりその住居地を管轄する警察署長に通告書の交付を依頼するものとする。この場合には、返戻された通告書を使用し、納付期限等を一部修正し、納付書を再発行するものとする。

(通告実施上の留意事項)

第13条 通告官は、交通事件原票の審査に当たり、告知の内容に疑義が生じた場合又は出頭した反則者の事情聴取の際、否認若しくは異議の申立てがありその他反則行為の内容が軽微である等の場合には、必要により告知した警察官に捜査報告書の提出を求めるなど、適正な通告が行われるように配慮しなければならない。

2 通告官は、交付通告又は送付通告をした場合には、交通事件原票裏面通告欄に所要事項を記載し、その処理てん末を明らかにしておかななければならない。

3 第11条第3項に規定する通告事務をした警察署長は、交通事件原票裏面通告欄に所要事項を記載し、その処理てん末を明らかにしておかななければならない。この場合、通告官は、その指示状況を明らかにしておくものとする。

4 通告官は、交付通告又は送付通告しようとするときは、徴収実施機関から通知された納付者通知票又は収入官吏が反則金の収納に関する事務のために管理する反則金収納専用口座の入金明細情報により照会を行い、反則金の納付事実がないことを確認しなければならない。

第4章 納付書

(納付書の交付)

第14条 法第126条及び第127条の規定により告知(通告)する場合には、納付書に反則者の氏名、生年月日、告知(通告)書の番号、告知(通告)年月日、納付期限及び納付すべき金額を記入するものとする。この場合において、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)第52条第3項第2号の振込みの方法について、必要事項を教示するものとする。

(納付書交付の特例)

第15条 通告官は、次の場合に該当するときは、通告をした警察本部長(歳入徴収官)を宛先とする納付書の交付を行うものとする。

- (1) 通告書の通告年月日欄記載の日の後に、通告書の送付を受け、通告書記載の納付期限内に反則金を納付しないで令第52条第2項の規定により、納付書の交付を受けようとする場合において、通告書の到着日を照会調査する等してその真正であることが判明したとき。
- (2) 令第51条の規定に該当する理由により所定の納付期限までに反則金を納付することができなかつた者から、当該事情がやんだ日の翌日から起算して10日以内に反則金を納付するために令第52条第2項の規定により納付書交付の申請があつた場合において、その遅延理由がやむを得ないと認定したとき。この場合における納付期限欄には、遅延理由のやんだ日の翌日から起算して10日目の日を記載するものとする。

(亡失等による納付書の再交付)

第16条 通告官は、通告に係る納付書を亡失、滅失、汚損又は破損（以下「亡失等」という。）したため、納付書の再交付申請があつたときは、その状況を調査し、納付期限内のものであれば、納付書の再交付をするものとする。この場合における納付期限は、初めに通告を行ったときに反則者が受領した納付書の納付期限と同一のものとする。

- 2 第11条第3項に規定する通告事務をした警察署長は、反則者が通告書又は納付書の一片を所持しており、所要事項が判明する場合に限り、前項の規定に準じて納付書を再交付することができる。
- 3 告知書添付の納付書を亡失等した場合の再交付の取扱いは、反則者が告知書を持参した場合又は告知報告書・交通法令違反事件簿等により、反則者の反則行為の種別が明らかな場合に限り、通告官及び前項の警察署長が第1項の規定に準じて行うものとする。
- 4 再交付に係る納付書には、各片の左上肩に㊟の記号と交付所署名を朱書するものとする。

(納付書の交付及び再交付申請書様式)

第17条 前2条の規定による納付書の交付及び再交付の申請は、納付書交付（再交付）申請書（様式第17号）により行わせるものとする。

- 2 前項の申請書は、告知報告書・交通法令違反事件簿に編集保存するものとする。

(納付期限の特例の解釈運用)

第18条 法第128条第1項の規定に基づく令第51条の納付期間の特例中「その他これに準ずる理由で住所地を管轄する警察本部長がやむを得ないと認める事情」とは、次のとおりとする。

- (1) 反則者が納付の意思を有しながら不測の障害により負傷又は病し、かつ、反則金の納付を他の者に依頼することができなかつた場合
- (2) 反則者が出張、旅行等で不在中に家人が通告書を受領したが、その旨反則者に連絡されていなかったため、帰宅後通告書を受け取った際、既に納付期限が経過していた場合

2 前項の認定は、通告を受けた者の住所地を管轄する警察本部長が行うものとし、通告センターに出頭した反則者から納付期限経過の事情を聴取し、「やむを得ない理由」に該当すると認定したときは警告を行い、納付書の交付を行った上、認定書（様式第18号）を関係書類に添付し、かつ、交通事件原票裏面通告欄中、変更納付期限欄に所要事項を記載するものとする。他県居住者の場合は、住所地を管轄する警察本部長に対し、認定囑託書（様式第18号）により認定を上申し、その結果を待って処理するものとする。

（通告官に対する通報）

第19条 第16条の規定により、警察署長が納付書の再交付を行った場合は、直ちに通告官にその旨を通報するものとする。

2 前項の通報を受けた通告官は、告知報告書・交通法令違反事件簿備考欄に所要事項を記入し、その状況を明らかにしておかなければならない。

第5章 反則金の還付

（反則金の還付）

第20条 通告官は、仮納付のあった反則金に相当する金額又は納付のあった反則金（以下「反則金」という。）を還付（一部還付を含む。）すべき理由が発生した場合は、速やかに反則金還付発生通知書（様式第19号）に是正通知書及び第9条第1項第3号の規定により作成した通告書を添えて歳入徴収官に通知しなければならない。

（歳入徴収官等の措置）

第21条 歳入徴収官は、前条の通知を受けたときはこれを調査し、当該反則金を還付する必要があると認め、徴収決定外誤納の決定をしたときは直ちに、還付を受ける者に対して、別に規定する反則金還付通知書及び反則金還付請求書に前条の是正通知書及び通告書を添えて、手交又は書留郵便により送付し、反則金還付通知書の写しを別に規定する支出官に送付するものとする。

2 支出官は、前項の反則金還付請求書の送付を受けたときは、請求者が指定した方法により、反則金を還付するものとする。

第6章 不納付事件等の処理

（反則金納付事件の処理）

第22条 通告官は、反則者が反則金を納付したことにより、公訴権が消滅した事件については、交通事件原票裏面納付欄に所要事項を記載し、保存するものとする。

（反則金不納付事件及び非反則事件の送致方式）

第23条 反則事件として通告官に送付されたもので、反則金が所定期間内に納付されなかったもの（以下「反則金不納付事件」という。）、非反則者、非反則行為、法第130条第2号に規定する通告書の受領を拒否したもの及び居所が明らかでないため通告することができなかったもの（以下「非反則事件」という。）の送致は、次の各号に掲げる方法のいずれかによるものとする。この場合において、事件原票等を点検し補正箇所等があるときは、告知した警察官等が配属されている所属長に補正依頼書（様式第20号）を送付し、補正手続を行うものとする。

(1) 反則金不納付事件

反則金不納付事件は、その者の住居地を管轄する警察署に事件を移送し（以下「警察署移送事件」という。）、同警察署から対応する検察庁に送致するものとする。ただし、県外に住居地を有する者に係る反則金不納付事件、放置車両に係る反則金不納付事件及び少年に係る反則金不納付事件（以下「直接送致事件」という。）は、通告センターから対応する検察庁又は家庭裁判所に送致するものとする。

(2) 非反則事件

ア 非反則者、非反則行為及び法第130条第2号に規定する通告書の受領を拒否したものに係る事件の送致は、前号の規定を準用する。

イ 居所が明らかでないため通告ができなかったものに係る事件は、すべて通告センターから送致する。

2 警察署移送事件の移送要領は、次により行うものとする。

(1) 通告官は、反則金不納付事件等移送書（様式第21号）により、事件記録とともに該当する警察署長に送付し、告知報告書・交通法令違反事件簿を警察署別に編てつし、処理状況を明らかにしておくものとする。

(2) 反則金不納付事件等移送書の送付を受けた警察署長は、これを交通法令違反事件簿として編てつし、処理状況を明らかにしておくものとする。

3 警察署移送事件に係る送致は、居所が明らかでない違反者を除き、原則として警察署において違反者の出頭を確保する三者即日処理方式で、また、直接送致事件に係る送致は、通常送致で行うものとする。

4 第1項に規定する事件が、少年に係るものであるときは、少年法（昭和23年法律第168号）第41条の規定により家庭裁判所へ送致する事件であるか、一般の例により検察官に送致する事件であるかの区別を交通事件原票の「番号」欄の上部欄外に少直又は少検と表示し送致すること。

5 第1項第2号に規定する非反則事件には、次の疎明資料を作成添付し送致すること。

(1) 非反則者又は非反則行為の場合

交通事件原票及び非反則者又は非反則行為であることを明らかとする照会回答書、供述調書、捜査報告書等

(2) 通告書の受領を拒否した場合

捜査報告書又は通告書の受領拒絶証明等

(3) 居所が明らかでないため通告することができなかった場合

転居先不明による通告書の書留配達不能証明、身上調査照会回答書その他居所が明らかでないため通告することができなかった旨の捜査報告書等

（送致書の様式）

第24条 反則金不納付事件等の送致は送致書（様式第22号。ただし、放置車両に係る事件の送致については様式第23号）によるものとする。

2 少年に係る反則金不納付事件等を家庭裁判所に送致する場合の送致書は、少年事件送致書（様式第24号）によるものとする。

（逆送事件の取扱い）

第25条 検察庁に送致した交通反則事件について、通告欠如がある場合は警察本部長あてに逆送されるので、交通部交通指導課長又は送致した警察署長が受理するものとする。

2 他の都道府県警察が検察庁に送致した県内居住者にかかる交通反則事件について、通告欠如のため事件が逆送される場合は、交通部交通指導課長が当該事件の記録を受理することができるものとする。

3 前2項の規定による逆送事件の処理は、次に定めるところによる。

(1) 第1項の場合は、第9条第3項の規定に準じ、直ちに是正通知書及び是正に基づき新たに作成した通告書により通告を行うものとする。

(2) 第2項の場合は、送致した当該都道府県警察本部交通部主管課長あてに一件記録を移送書（様式第25号）により移送するものとする。

（告訴、告発事件）

第26条 告訴、告発事件については、告訴告発を受理した司法警察員が反則者の出頭を求めて告知した上、告訴（発）状又は告訴（発）調書を反則切符に添付して、第7条の規定により通告センターに送付するものとし、通告官は、反則金の納付の有無を確認した後（反則金不納付事件については納付期限経過後）、速やかに第23条第1項の規定により関係書類を添えて対応する検察庁に送付するものとする。

（反則者を逮捕した事件）

第27条 交通反則通告制度の対象となる道路交通法違反であって、反則者を逮捕した事件については、所属長は、反則金納付の有無にかかわらず、記録の送致に代えて反則（逮捕）事件通知（報告）書（様式第26号）により毎月一括して翌月5日までに報告するものとし、警察本部長はこれを取りまとめ毎月10日までに松江地方検察庁検事正に対し、その状況を通知するものとする。

第7章 是正通告等の承認

（承認伺）

第28条 通告官は、第3条に規定する事項を処理する場合は、速やかに警察本部長に対し是正通知（通告）等承認伺（様式第27号）によりその承認を受け、処理しなければならない。

第8章 少年反則者の事務処理

（反則金納付指示通知の受理）

第29条 法第130条の2第1項の規定による家庭裁判所からの反則金納付指示通知の受理は、通告官が行うものとする。

（反則金納付指示通知に基づく納付書の交付）

第30条 前条の指示に基づく納付書の作成交付は、家庭裁判所（支部）の審判日に同所へ警察官等を派遣して行うほか、警察署及び通告センターに家庭裁判所（支部）

の指示書を提示した反則者については、通告官に処理伺いをし、その指示に基づいて行うものとする。

- 2 通告センターで納付書を交付する場合は、指示通知処理票（様式第28号）の納付書交付欄に受領者の署名又は押印を求め、所定の事項を記載するとともに、家庭裁判所が発出した反則金納付指示通知書に添付して、事後の処理状況を明らかにしておくものとする。
- 3 警察署で納付書を交付する場合は、前項に準じて指示通知処理票の記載等を行うとともに、納付書を交付した警察署長は、納付書交付通知書（様式第29号）に同処理票を添付して、通告官へ速やかに通知するものとする。
- 4 前項の報告を受けた通告官は、指示通知処理票に所要の記載をした後、反則金納付指示通知書とともに編集保存するものとする。

（納付書の再交付等）

第31条 家庭裁判所の指示に基づく納付書の再交付等については、第15条から第17条までの規定を準用する。この場合において、納付期間の特例による納付書の交付及び亡失等による納付書の再交付は、通告センターにおいて行うものとする。ただし、反則者が家庭裁判所の指示書を持参したときに限り、警察署においても納付書を再交付することができる。

（指示に係る反則金納付者、不納付者の通知）

第32条 通告センターは、家庭裁判所の指示に係る反則金の納付者及び不納付者について、指示による反則金納付者通知書（様式第30号）により、できる限り速やかに、指示をした家庭裁判所へ通知するものとする。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、制定の日から施行する。
 - 附 則（平成21年5月22日島根県警察訓令第27号）
この訓令は、平成21年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成21年9月18日島根県警察訓令第36号）
この訓令は、平成21年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成22年2月16日島根県警察訓令第3号）
この訓令は、平成22年4月19日から施行する。
 - 附 則（平成22年3月29日島根県警察訓令第10号）
この訓令は、制定の日から施行する。
 - 附 則（平成25年9月27日島根県警察訓令第27号）
この訓令は、平成25年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年6月19日島根県警察訓令第18号）
この訓令は、平成26年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年3月17日島根県警察訓令第9号）
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月28日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月8日島根県警察訓令第6号）

この訓令は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和元年11月26日島根県警察訓令第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の交通反則通告制度の実施に関する訓令様式第1号から様式第6号までの用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年2月18日島根県警察訓令第9号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月21日島根県警察訓令第25号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年11月24日島根県警察訓令第33号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の交通反則通告制度の実施に関する訓令様式第7号から様式第12号までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和2年12月28日島根県警察訓令第40号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和3年3月17日島根県警察訓令第16号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の別表に掲げる訓令の規定により作成した用紙等で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則（令和3年6月18日島根県警察訓令第28号）

この訓令は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和3年8月20日島根県警察訓令第34号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の交通反則通告制度の実施に関する訓令様式第1号、様式第3号、様式第7号及び様式第9号による用紙で、現に残存

するものは、なお使用することができる。

様式 〔略〕